

## 区施設等利用者及び区職員等が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

区施設等利用者（学校、保育園など）及び区職員等が感染した場合は、当面、以下のとおり対応する。

### 【区職員等が感染したことが判明した場合】

#### 1 感染した本人

- ・保健所（居住地）からの入院勧告を受け、入院（病気休暇）

※居住地の保健所から区保健所に情報が提供される。

#### 2 所属する職場の対応

- ・保健所及び職員本人から感染連絡を受けた後、区保健所の指示のもと、職員、区民等の濃厚接触者の特定、消毒場所の確定に積極的に協力
- ・感染した職員の勤務場所は、当分の間、閉鎖
- ・閉鎖する範囲は、保健所が確定する消毒範囲や濃厚接触を鑑み、各部が決定
- ・消毒場所の確定後、消毒作業を実施
- ・保健所の了解を得た後に閉鎖を解除

#### 3 感染した職員と濃厚接触した職員

- ・14日間の健康観察を実施
- ・無症状の場合、所属長と相談の上、健康観察期間中は、自宅待機（事故欠勤）

※感染が判明した場合は、保健所（居住地）からの入院勧告を受け、入院（病気休暇）

※区職員等や区施設利用者から感染が判明した場合、東京都と調整のうえ、公表する方向とする。なお、感染情報については、プライバシーや風評被害等に十分に配慮しつつ、区民の安全・安心につながるように対応する。

## <区施設における対応>

### 1 区立保育園

#### ○園児、職員が感染したことが判明した場合

東京都と協議のうえ、当該保育所を最後に登園した日から起算して14日間、臨時休園

- ・症状の有無に関わらず、感染者が出た場合、消毒を実施
- ・保護者には、通知書や緊急情報メール等による説明を行う。
- ・園児、職員の継続的な健康観察を実施

#### ○園児及び職員が、感染者の濃厚接触者に特定された場合

感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、登園自粛

### 2 区立学校、幼稚園

#### ○児童、生徒、園児、職員が感染したことが判明した場合

最後に登校・登園した日から起算して14日間、臨時休校・休園

- ・症状の有無に関わらず、感染者が出た場合は、休校・休園中に施設内の消毒を実施
- ・保護者には、通知書や緊急情報メール等による説明を行う。
- ・児童、生徒、園児、職員の継続的な健康観察を実施

#### ○児童、生徒、園児、職員が、感染者の濃厚接触者に特定された場合

感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、登校・登園を自粛

### 3 区立福祉施設（ウェルピアかつしか・シニア活動支援センター）

#### ○利用者、職員に感染者が発生した場合

- ・最後に利用した日から起算して14日間、臨時休館
- ・症状の有無に関わらず、感染者が出た場合、施設内の消毒を実施

- ・利用者、職員の継続的な健康観察を実施

### ○利用者、職員が、感染者の濃厚接触者に特定された場合

感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、利用・出勤を自粛

## 3 本庁舎及びその他の区施設

- ・閉鎖する範囲については、保健所が確定する消毒範囲や濃厚接触者の範囲により、各部署において定める。
- ・感染した職員の勤務場所は、当分の間、閉鎖し、保健所の了解を得た後に解除する。閉鎖中の業務は、他の部署や事務所で代替することが可能か、各部署が、検討する。

※ なお、業務を代替できない場合については、消毒完了後に、速やかに必要な措置を講じた上で、元の職場での業務再開を検討する。

### <業務継続について>

感染が拡大した場合に備え、平成23年6月策定「葛飾区業務継続計画(BCP)」<健康管理編>を参考に、各部署において継続・中止業務を検討する。

#### 【主な検討事項】

- ・業務休止の可能性
- ・業務を継続する場合の執行場所
- ・職員の確保（応援体制）等

※区が所管する民間施設については、国の通知に沿って、適切に指導する。